

《福岡県外国人技能実習生受入組合連絡協議会》 情報通信 第237号

今回のテーマ「最低賃金 2024 引き上げの目安額」について

実際に改定される最低賃金の額は、毎年 8 月頃に地方審議会で決定されます。



Press Release

令和6年7月25日(木)

【照会先】

労働基準局賃金課

課長 篠崎 拓也

課長補佐 安藤 弘貴

(代表電話) 03 (5253) 1111 (内線 5596)

(直通電話) 03 (3502) 6757

報道関係者 各位

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について

～ 目安はAランク 50円、Bランク 50円、Cランク 50円 ～

本日開催された第69回中央最低賃金審議会(会長:藤村博之 独立行政法人労働政策研究・研修機構理事長)で、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申が取りまとめられましたので、公表いたします。

【答申のポイント】

(ランクごとの目安)

各都道府県の引上げ額の目安については、Aランク 50円、Bランク 50円、Cランク 50円。

注: 都道府県の経済実態に応じ、全都道府県をABCの3ランクに分けて、引上げ額の目安を提示している。現在、Aランクで6都府県、Bランクで28道府県、Cランクで13県となっている。(参考参照)

(参考) 各都道府県に適用される目安のランク

Table with 2 columns: ランク (Rank) and 都道府県 (Prefecture). It lists the rank assigned to each of the 47 prefectures based on their economic conditions.

この答申は、今年の6月25日に開催された第68回中央最低賃金審議会にて、厚生労働大臣から今年度の目安についての諮問を受け、同日に「中央最低賃金審議会目安に関する小委員会」を設置し、5回にわたる審議を重ねて取りまとめた「目安に関する公益委員見解」等を、地方最低賃金審議会にお示しするものです。

今後は、各地方最低賃金審議会にて、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定することとなります。

仮に目安どおりに各都道府県で引上げが行われた場合の全国加重平均は1,054円となります。この場合、全国加重平均の上昇額は50円(昨年度は43円)となり、昭和53年度に目安制度が始まって以降で最高額となります。また、引上げ率に換算すると5.0%(昨年度は4.5%)となります。

2023年10月～

全国平均 1,004円

現在

Table showing the current minimum wage (現在) for each of the 47 prefectures in Japan, with values ranging from 896 yen to 1028 yen.